

平成25年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年3月11日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月出納検査の報告
 - ・平成25年1月分
 - 2) 教育民生常任委員会の委員会調査報告
 - 3) 平成25年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
 - 4) 平成25年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
 - 5) 平成25年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに施政方針説明
- 第 5 陳情第 1号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書
- 第 6 報告第 1号 専決処分事項の報告について
- 第 7 報告第 2号 専決処分事項の報告について
- 第 8 報告第 3号 専決処分事項の報告について
- 第 9 同意第 1号 副町長の選任について
- 第10 議案第 2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第11 議案第 3号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第12 議案第 4号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第13 議案第 5号 町道の認定について
- 第14 議案第 6号 町道の廃止について
- 第15 議案第 7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第16 議案第 8号 美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

- 第17 議案第 9号 美郷町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第18 議案第10号 美郷町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定について
- 第19 議案第11号 美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 第20 議案第12号 美郷町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 第21 議案第13号 美郷町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について
- 第22 議案第14号 美郷町北運動公園設置条例の一部改正について
- 第23 議案第15号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例及び美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 第24 議案第16号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第25 議案第17号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第26 議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第27 議案第19号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第28 議案第20号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第29 議案第21号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第30 議案第22号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第11号
- 第31 議案第23号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第32 議案第24号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号
- 第33 議案第25号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第34 議案第26号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号
- 第35 議案第27号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員長	渡邊調君
農業委員会 農事務局長	杉澤哲君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	下田亮君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	小西輝昭		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番中村利昭君、7番吉野 久君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月11日から3月19日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの9日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、泉 繁夫君、登壇願います。

（議会運営委員長 泉 繁夫君 登壇）

○議会運営委員長（泉 繁夫君） おはようございます。

議会運営委員会からの報告を申し上げます。

3月4日招集告示されました平成25年第2回美郷町議会定例会に当たり、同日議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日3月11日から3月19日までの9日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに施政方針説明があり、陳情を上程し、報告第1号から報告第3号まで報告し、同意第1号は説明・質疑・討論・表決を行い、その後議案第2号から議案第27号まで上程し、終了の予定です。

3月12日火曜日は午前10時から本会議を再開し、議案第28号から議案第33号まで上程し、終了の予定です。

3月13日水曜日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。質問者は2名です。その後、議案第2号から議案第27号までの質疑・討論・表決を行い、終了の予定です。

3月14日木曜日は午前10時から本会議を再開し、議案第28号から議案第33号までの全体質疑を行い、平成25年度予算審査を各常任委員会に付託する予定です。

3月15日から18日まで本会議を休会し、各常任委員会を開催し、平成25年度予算及び陳情等の審査を行う予定です。

3月19日火曜日は午後1時から本会議を再開し、議案第28号から議案第33号まで各常任委員会の委員長報告をし、質疑・討論・表決を行い、その後陳情審査結果について委員長が報告し、質疑・討論・表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査（平成25年1月分）の結果報告がありました。

2として、教育民生常任委員会委員長より委員会調査報告がありました。

3として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成25年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

4として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成25年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

5として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、平成25年第1回大仙美郷介護福祉組合議

会定例会の概要報告がありました。

それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。町長松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

初めに、本日、東日本大震災が発災いたしまして満2年を迎えました。いまだ復興が十分に進んでいない中、改めて震災においてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、苦悩を抱えながら生活を重ねていらっしゃいます被災された方々に対し、一日も早い日常が戻りますことをお祈りいたします。

また、美郷町においては、できる限りの防災体制の構築に向けて、意識を継続して取り組みを重ねてまいることを、この機会に改めて誓いたいと思います。

それでは、平成25年第2回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、総合計画後期基本計画における「まちづくり戦略プロジェクト」について、ご報告いたします。

1つ目は、「農商工連携プロジェクト」についてですが、東京都大田区における町内産品取り扱い事業者17社に1月30日・31日の両日、秋田県美郷町町内生産品取扱店認定証を交付いたしました。日ごろの町内産品の取り扱いに対し、感謝の意を表すとともに、これを機に取り扱い数量の増や町の認知度アップにつながるものと期待しております。

生薬を扱う製薬会社などで組織する社団法人東京生薬協会と町は2月4日、“生薬の里美郷”構想実現のための連携協定を締結いたしました。

本協定は、遊休農地や山林など経済性を持たない土地を活用し、米以外の新たな特色ある作物として甘草など薬用植物の生産から出荷までの一連の体制整備に取り組むとともに生薬を通じた交流により町の活性化を図ることを目的とするものです。平成25年度は、甘草の試験栽培を行い、

町の栽培環境を調査するとともに町有林の有効活用を図るため菓樹の計画植林の調査を開始いたします。

また、東京生薬協会会長が社長を務める医薬品メーカーの株式会社龍角散と町は同日、地域活性化包括連携協定を締結いたしました。本協定はのどの薬でおなじみの龍角散の創製者が本町六郷東根出身であることが契機となっており、今後地域住民の健康づくりの推進や観光・文化振興などで連携してまいります。

第17回おおた工業フェアが2月7日から3日間、大田区で開催され、美郷町企業連携協議会のブースには約110社が来場し、6件の商談が行われました。モノづくりの先進地である大田区の企業との連携を深めることで町内経済の活性化や技術の向上を期待しております。

昨年開催した第3回農産加工チャンピオン大会で最優秀賞を受賞した「みさとのはつくん」については、生産者である農事組合法人斉藤牧場の関係者が3月6日から3日間、東京丸の内で行われた県仙北地域振興局主催の「春の食・農・観芽吹き市」に参加し、試食PRとテスト販売を行っております。消費者からはハツの燻製は珍しい商品と興味をもっていただき、今後はパッケージのブラッシュアップに取り組み、町を代表する特産品に仕上げてまいります。

町が六郷まちづくり株式会社に開発支援をしておりました湧水を活用した炭酸水の開発がこのたび完了し、本日から販売される運びとなりました。今後は新商品「ニテコ炭酸水」を町の特産品の一つとして販売戦略に結びつけ、積極的に売り込みを支援してまいります。

2つ目は、「交流促進プロジェクト」についてですが、町議会議長を初め美郷町商工会会長、私を含めた町職員合わせて6人が2月6日・7日の両日、一昨年防災協定を締結した長野県東御市を訪問し、特産品の相互交流、防災等の状況について情報交換をしてまいりました。また、東御市職員7人が2月15日・16日の両日、行政視察のため来町されております。今後も交流を通して災害時はもとより観光や物産など幅広い面において両市町の結びつきを深いものとし、地域の活性化につなげてまいります。

3つ目は、「安全・安心プロジェクト」についてですが、六郷幼稚園・保育園建設工事は工期内に完了し、2月26日に引き渡しを受け、平成25年度開園に向けた準備が順調に行われております。

次に、今冬の降雪等の状況についてですが、町内6カ所の観測地点の最大平均積雪量は2月26日時点の212.8センチメートルで、記録的な豪雪となっております。昨年12月7日からの降雪以降日降雪量が多く、断続的な降雪と寒波が続いており、倒木や水道管の凍結などが多発し、住民生活にも大きな影響を与えております。

町では除排雪経費の増額や除排雪機械の確保により体制強化を図り、幹線道路や生活道路の交通確保に万全を期すなど、住民生活への影響を最小限にとどめたところです。早朝一斉除雪の出動回数は12月が10回、1月が16回、2月が15回、3月が5日現在で3回の、計44回と昨年同日より1回の増となっております。こうした状況を受けて内閣府による本県の大雪被害に係る現地調査が2月11日に行われ、西村康稔内閣府副大臣が本町の樹園地や大仙市の園芸用ハウスなどを訪れております。

なお、雪による被害は、3月6日現在雪おろしなどの作業中の事故による死亡2人、重傷5人、軽傷2人、物置及び車庫の倒壊2棟、園芸用ビニールハウスの倒壊4棟、牛舎の半壊1棟が報告されております。

公共施設関係では、2月19日から22日未明にかけての70センチメートルを超える降雪により美郷町堆肥センター製品ハウス西棟の屋根部分が全壊し、修繕に係る経費を今定例会の補正予算に計上いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

次に、千屋小学校で2月7日、暖房用燃料漏れ事故があり、およそ3,000リットルの灯油漏れがありました。原因は落雪により配管に極度の荷重がかかったことによる配管継ぎ手の損傷と考察されます。町では地下浸透の影響が懸念されたことから給水車を配備し、地下水利用者740戸にチラシを配布して情報収集を呼びかけ、漏れた灯油の排除処理を実施いたしました。議員各位初め町民の皆様にはご心配とご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。今後はこうした事態が起きないように、適正な施設管理を徹底してまいります。

次に、学校再編についてですが、仙南地区の統合小学校校舎等改修工事は工期内に完了し、2月5日に引き渡しを受け、同12日から物品搬入を開始しており、本年4月1日開校に向けた準備が順調に進められております。また、平成25年度建設予定のプール工事の実施設計も完了しております。

統合小学校の遠距離通学対策として運行するスクールバスについては、新入生を含め対象となる児童の保護者に通知の上、2月中に決定通知をいたしました。なお、バス通学へのスムーズな移行と各学校での教師の受け入れ態勢の確認も含めた試験乗車を、春休み中に計画しております。

千畑及び仙南地区の小学校の閉校記念式典が仙南東小学校で2月17日、千畑南小学校で3月3日、千屋小学校で同9日、在校生のほか地域住民が多数出席のもと挙行されました。

次に、学校再編による空き施設の活用についてですが、雇用の拡大や起業支援の観点から企業等への貸し付け施設として昨年9月より募集しておりました3小学校の応募状況が、このたびま

とまりました。

旧六郷東根小学校には、本町金沢東根に本社を置く E N E X 株式会社 が地下水熱ヒートポンプシステムの組み立て工場及び同システムを利用した農産物生産試験場として、仙南西小学校には大仙市に本社を置く大同衣料株式会社が衣料品のストックヤードとして商品の入荷・検品・保管及び出荷業務施設として、金沢小学校には東京都荒川区に本社を置く三共光学工業株式会社が光学レンズ製造における開発部門用施設及び社員の福利厚生施設としての活用を計画し、応募がありました。

これを受けて町では2月16日、学校再編による空き施設の利用に関する地元説明会を当該3地区のコミュニティセンターで開催し、出席した地域住民23人と業務状況や地域に与える影響などについて意見交換をいたしました。町では今後、応募企業と詳細の内容を協議の上、3月中旬に貸し付けの適否を判断し、直ちに国への財産処分等所定の手続に入りたいと考えております。

国際教養大学と町は昨年12月17日、双方が所有する資源や機能等を活用し、国際理解を深め、国際親善に寄与することを目的に連携協力協定を締結いたしました。今後、町内小中学校の児童生徒及び認定こども園の園児と同大学学生との異文化体験の交流や伝統文化等を活用した特色ある地域づくりなどに取り組んでまいります。

日本航空株式会社と町は4月4日、双方が所有する資源や機能等を活用し、相互交流を深め、環境活動の推進と地域の活性化に資することを目的に連携協力協定を締結することを予定しております。まずは、本協定の締結に先駆けて小学校統合を記念したほんもの講座「学校では受けられない授業－JALの翼－」を3月28日、日本航空株式会社のご支援により実施いたします。本講座は、統合を目前にした各小学校の児童代表が交流し、友情を深め合うとともに日本航空羽田整備場などふだん訪れる機会のない場所を見学することで見聞を広め、人や職業の魅力に触れ、感性を磨くことを目的とするものです。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに、総務課関係ですが、千屋地区の松杉並木通りの樹木からの落雪事故防止のため町では2月5日から3月20日までの予定で町道一丈木・小荒川1号線及び町道暁線の全面通行止めを実施するとともに迂回路を設定し、対応しております。

企画財政課関係ですが、秋田県市町村みらいづくり協働プログラムについては、県と町によるあきた未来づくり本部会議を昨年12月25日に開催し、「県南地域における多様な交流推進による美郷活性化プロジェクト」を決定し、知事と策定確認書を取り交わしました。

本プロジェクトは、空き校舎などを活用し、さまざまな交流や体験活動の機会を創出し、県南部の中心として広域的な交流人口拡大による本町の活性化を図るものであり、期間は平成25年度から28年度までとし、県から2億円の交付が予定されております。

ふるさと美郷応援寄付金については、2月末現在で31件・338万円の寄付を受けており、ふるさと美郷子ども育成基金への積み立てを今定例会の補正予算に計上いたしました。

住民生活課関係ですが、町が把握している町内の空き家は2月末現在303軒で、うち管理者不明が12軒となっております。

空き家の管理者には1月下旬、適正管理をお願いする文書を送付するとともに雪おろしなど適正管理に関する住民からの情報提供24件のうち17件について助言等行っております。また、町が危険回避のために行った雪庇落としが3軒、巡回を強化したものが4軒ありましたが、物置、作業小屋の倒壊3棟、家屋の一部倒壊1棟の被害が報告されております。

なお、昨年からこれまでに空き家状態が解消されたものは14軒で、解体が8軒、新たな居住確認が6軒となっております。

商工観光交流課関係ですが、ハローワーク、県及び仙北地域の3市町で組織する仙北地域雇用促進連絡会議は地域の雇用促進のため仙北地域雇用就職面接会を昨年12月7日と2月6日に開催し、企業64社、求職者159人が参加しております。

県並びに県内市町村等27団体で構成する秋田県企業誘致推進協議会は1月22日、近畿圏の企業を対象とした「あきたリッチセミナー」を大阪市内で開催し、参加約60社に本町を含めた本県の企業立地環境についてアピールいたしました。翌23日には、企業立地促進と県内進出企業との情報交換のため首都圏企業懇談会を都内で開催し、約150社へのアピールのほか参加した町内進出企業5社と情報交換を行いました。

平成22年4月に品種登録を申請した白色ラベンダー「美郷雪華」については、2月12日付で農林水産大臣から登録通知がありました。今後、町がラベンダーのオリジナル品種を保有したことについて町内外へ周知拡大を図るとともに活用について検討を重ねてまいります。

東京都公衆浴場協同組合大田支部長で美郷町ふるさと大使の近藤和幸氏をお招きした懇談会を2月15日、南ふれあい館で開催し、町内の商業並びに観光関係者等16人が出席し、首都圏での消費者ニーズや効果的なPR方法等についてご助言いただきました。

六郷のカマクラ行事が、このたびダイドードリンコ株式会社提供のテレビ番組「日本の祭り」に取り上げられ、期間中町内各所で取材や撮影が行われました。その模様は秋田テレビで3月23

日、1時間番組として放映される予定となっております。

平成25年度の町内企業就職者を対象とした美郷町新入社員の集いが3月26日、美郷町商工会並びに美郷町企業連携協議会合同で名水市場湧太郎の国の誉ホールで開催される予定となっております。依然として厳しい雇用情勢が続いておりますが、町としてはこうした取り組みを支援することにより関係団体の連携強化や、企業活動のPRを図り雇用の維持拡大につなげてまいります。

農政課関係ですが、平成25年産米の生産数量目標については、昨年12月27日付で県から通知があり、米の生産数量目標は2万1,832トン、面積換算では3,725.60ヘクタールで昨年より9トンの増、4.83ヘクタールの減となっております。町では、美郷町地域農業再生協議会を1月25日に開催し、基準反収を586キログラムとし、生産数量目標の配分率62.80%、転作率37.20%と前年度同率での全町一律配分と決定し、農業協同組合などの認定方針作成者に同日付で通知し、2月6日には全ての生産者に配分されております。

また、平成25年度の水田活用の直接支払交付金については、同協議会で2月26日、作物別の交付単価を協議し、今定例会終了後の3月中旬には各種助成金の内容を含め、25年度の農業施策全般に関する地区説明会を開催し、農家等へ周知を図ってまいります。

町全体を一つの地域とした「美郷町人・農地プラン」については、昨年12月19日に開催した美郷町人・農地プラン検討委員会での審査等を経て同日決定いたしました。今後、同プランに沿った地域の取り組みを支援してまいります。

集落営農組織や農業法人などの担い手支援活動については、3つの集落営農組織が本年1月農業法人を設立しており、法人化を目指す経営体に対し、引き続き指導・支援をしてまいります。

税理士による農業簿記研修会を1月23日、中央ふれあい館で開催したほか、若手農業者の集いを2月25日、19人参加のもと開催し、6次産業化やグリーンツーリズムについて研修しております。

美郷町農業研修会を3月1日、美郷町公民館で87人参加のもと開催し、24年産の稲作等の生育概況及び今後の対応、25年度の国及び県の農業施策等について関係機関から説明していただきました。

建設課関係ですが、国道13号横手大曲間4車線化整備促進期成同盟会を昨年12月19日、大仙市並びに横手市とともに設立いたしました。設立に当たって町では、12月18日・19日の両日、国道13号沿線の地区を対象に説明会を開催するとともに関係市町で1月下旬、国土交通省や東北地方整備局に要望活動を行いました。

町内10カ所の簡易水道における冬期使用料の見込み徴収については、利用者4,062件に意向確認をしたところ360件の申し込みがあり、本年1月から基本料金と合わせて暫定使用料の徴収を行っております。

昨年12月以降の工事発注状況については、改良工事として槻ノ木・矢口1号線など2路線、標識設置工事として1件を1,317万7,500円で発注済みです。

簡易水道関係では、仙南中央地区の取水ポンプ更新工事ほか1件を215万2,500円で、千畑中央地区配水管詳細設計を87万5,000円で、下水道関係では公共ます設置工事2件を122万8,500円で発注済みです。

教育総務課関係ですが、美郷中学校の卒業式が3月10日挙行され、第1期卒業生188名が学びやを巣立ちました。24年度に開校した美郷中学校も初年度の大きな取り組みをほぼ終え、大きな礎を築くことができました。関係各位に改めて感謝申し上げます。また、卒業生にはこれからの美郷町の姿を形づくる牽引力になることを期待し、さらなる成長を願いたいと思います。

次に、第56回秋田県中学校スキー大会が1月12日から4日間、鹿角市の花輪スキー場で開催され、美郷中学校の生徒男女3人が回転及び大回転種目で上位入賞を果たすとともに東北大会及び全国大会にも出場し、健闘いたしました。

生涯学習課関係ですが、秋田県美術展覧会第10回仙北地域展を昨年11月17日から1月14日まで学友館で開催し、日本画、洋画、工芸、写真等7部門125点を展示し、多くの方が訪れました。

財団法人美郷町スポーツ振興事業団臨時理事会が2月12日に開催され、公益法人制度改革による新制度施行に伴う同法人の今後のあり方について協議が行われ、本年11月30日をもって解散する旨議決されております。また、解散後に残余財産となる美郷町自転車競技場等を町へ帰属することについてもあわせて議決されております。町では今後、解散手続が円滑に行われるよう同法人と連携を図ってまいります。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第1号から報告第3号「専決処分事項の報告について」ですが、落雪等による車両損壊事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

同意第1号「副町長の選任について」ですが、佐々木敬治氏を引き続き副町長に選任したく、同意を求めるものです。

議案第2号「秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」ですが、同連合規約の

一部変更についてお諮りするものです。

議案第3号「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について」及び議案第4号「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について」ですが、大曲仙北広域角間川更生園の経営を社会福祉法人水交会へ移管することにより、平成25年3月31日をもって障害者支援施設等の設置及び管理運営に関する事務を廃止し、同組合規約を変更すること、並びに同園の建物及び物品を同法人へ譲渡する財産処分に関することについて、地方自治法第290条の規定によりお諮りするものです。

議案第5号「町道の認定について」及び議案第6号「町道の廃止について」ですが、町道の改良に伴いお諮りするものです。

議案第7号「美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について」ですが、同計画の一部を変更したくお諮りするものです。

議案第8号「美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について」、議案第9号「美郷町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」、議案第10号「美郷町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定について」、議案第11号「美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」及び議案第12号「美郷町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について」ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行に伴い条例を制定したくお諮りするものです。

議案第13号「美郷町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について」ですが、墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可基準及び経営について必要な事項を定めたくお諮りするものです。

議案第14号「美郷町北運動公園設置条例の一部改正について」ですが、美郷町北運動公園の対象施設を追加したくお諮りするものです。

議案第15号「美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例及び美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」ですが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い改正したくお諮りするものです。

議案第16号「美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」ですが、地域主権改革一括法の施行に伴い改正したくお諮りするものです。

議案第17号「美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について」ですが、道路法施行令の一部改正により、太陽光発電設備、風力発電設備、津波避難施設が道路占用物件に追加されたことに伴い、占用料を新たに定めたくお諮りするものです。

議案第18号「美郷町営住宅条例の一部改正について」ですが、地域主権改革一括法の施行に伴い改正したくお諮りするものです。

議案第19号「美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について」、議案第20号「美郷町下水道事業特別会計への繰入額について」、及び議案第21号「美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について」ですが、一般会計からの繰り入れにより各事業の円滑な推進を図るためお諮りするものです。

議案第22号「平成24年度美郷町一般会計補正予算第11号」についてですが、乗合タクシー運行に係る負担金の増額、障害者日常生活用具給付額の増額、「ほんもの講座」事業に要する経費の追加、スクールバス燃料費の増額、堆肥センターハウス建築に要する経費の追加、道路舗装補修工事費及び除排雪に要する経費の増額、その他事業実績及び実績見込みによる各事務事業費の減額に伴う歳入歳出予算の補正等についてお諮りするものです。

議案第23号「平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号」、議案第24号「平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号」、議案第25号「平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号」、議案第26号「平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号」及び議案第27号「平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号」についてですが、実績見込みによる歳入歳出予算の補正等についてお諮りするものです。

なお、議案第28号から議案第33号までの平成25年度一般会計予算及び各特別会計予算については、平成25年度施政方針で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

引き続き、平成25年度一般会計予算案及び各特別会計予算案を提案し、ご審議をお願いするに当たり、町政推進の基本的な考え方や主な取り組みをご説明申し上げ、町民各位並びに議員各位のご理解、ご協力をいただきたいと存じます。

美郷町が誕生し、早くも9年目を迎えました。私はこれまで一貫して「融和と前進」を町政推進の基本理念とし、美郷町総合計画に掲げる町の将来像である「町民のだれもが住んでよかった、

住みつづけたいと思えるまち」を具現化するために各般の施策を展開してまいりました。この間、町民各位並びに議員各位には温かいご理解とご協力をいただいております、まずもって感謝申し上げます。

一方、行政環境は価値観の多様化や経済の長期低迷、政権交代による政策転換などのため複雑化しております。こうした環境に適切に対応するとともに将来にわたり持続・発展する美郷町であるためには課題を先送りせず、今行わなければいけない取り組みに勇気と決意をもって臨み、着実に堅実に施策を展開していくことが肝要と認識しております。

そのため、美郷町総合計画の目標年度を翌年度に控える平成25年度については、その目標達成に向けて引き続き「まちづくり戦略プロジェクト」を中心として総合的な施策展開に努めてまいります。

学校再編については、この4月の千畑小学校並びに仙南小学校の開校をもって完了となります。これもひとえに計画策定から開校準備に至るまで携わっていただいた多くの皆様のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。これらの統合小学校が今後円滑に運営されていくよう遺漏のない準備に留意してまいりますし、学校再編に伴う空き施設等については、その転用に着手してまいります。また、平成24年度から整備に着手しております六郷幼稚園・保育園については、9月供用を目途に整備を進めてまいります。

さらに、美郷町の将来の発展性を思慮し、地産外商の概念による産業振興や観光・交流分野の取り組みを強化してまいります。また、美郷を代表する地域資源である水環境についても、引き続き官学連携を含めて幅広く展開するとともに、企業との連携という新たな手法による地域活性化の方策も探してまいります。

一方、こうした取り組みを支える財政状況については、23年度決算における財政指標では実質公債費比率が前年度14.2%から12.8%、将来負担比率が66.6%から46.1%と改善傾向にあるものの国に依存した財政構造であることに加え、地方交付税の特例交付期間が残り2年となるなど厳しい状況にあることを認識しなければなりません。そのため歳出全般の見直しなど、今後も町民並びに議員各位のご理解とご協力のもと行財政改革に向けた取り組みを推進してまいります。

続いて、平成25年度予算編成方針と予算案の概要についてですが、平成25年度一般会計予算案は109億3,217万1,000円で、平成24年度と比較し、3.2%の減となりました。

まず、歳入について申し上げます。

町税については、滞納整理対策を着実に進めることによる公平かつ適正な課税と収納を見込み、

地方交付税については前年度を下回る交付額となると見込んでおります。

町債については、過疎対策事業債と合併特例債を事業内容による選択と起債発行額が起債の償還元金を上回らないように後年度負担を考慮したほか、繰入金については公共施設整備基金からの繰り入れを必要最小限にとどめ、振興基金から取り崩し可能な額を繰り入れいたしますが、後年度のさまざまな財政需要に備えて財政調整基金からの繰り入れを控えることとしております。

続いて、歳出について申し上げます。

事務事業の見直しを進めるとともに徹底した経費の抑制や財源の重点配分を行うことで、めり張りのある予算編成に努めております。経常的経費については、必要最小限で最大の効果を得ることができる予算配分とし、政策的経費については重点項目を設定して積極的に財源を振り向けることとしております。また、財政の一層の健全化を図るため、引き続き地方債の繰り上げ償還を実施してまいります。

特別会計については、国・県の制度改正による情報を的確に踏まえ、受益者負担の原則にのっとり適正に計上しておりますが、国民健康保険特別会計については、被保険者の減少や医療費の増加傾向、現在の経済状況等を踏まえ、6月の本算定までの間に繰り入れ実施の可否を決定することを前提条件として当初予算に一般会計からその他繰入金として4,000万円を見込んでおります。

各特別会計の予算案は、国民健康保険特別会計が28億159万6,000円で、平成24年度と比較し、4.9%の増。簡易水道事業特別会計は4億3,833万円で5.1%の増、下水道事業特別会計は1億8,972万9,000円で2.9%の増、農業集落排水事業特別会計は1億9,523万9,000円で6.1%の減、後期高齢者医療特別会計は1億8,407万6,000円で2.3%の減となりました。

次に、「まちづくり戦略プロジェクト」に関する主な取り組みについてです。

まず、1つは「農商工連携プロジェクト」です。

特色ある地域産品の充実を目的に平成24年度に開発したニテコ炭酸水の販売支援や町の花「ラベンダー」の精油及び芳香水の試作品製造や活用研修会を開催するほか、社団法人東京生薬協会との連携を踏まえた甘草の試験栽培を実施してまいります。また、県立大学との連携により農産物加工品の商品化やマーケティング研究、有機質肥料「美郷の大地」の施肥効果の調査を推進してまいります。

さらに、地域外販売の促進を目的に美郷産品のPR・販売活動の拡大を図るため町外の美郷産品取り扱い事業者に対する「秋田県美郷町生産品取扱店」認定証の交付や「美郷町産品業務用カタログ」の作成と配布を継続するほか、新たに町内事業者のインターネットを通じた物産販売を

支援するために講習会を開催してまいります。

2つ目は、「子ども育成プロジェクト」です。

確かな学力を身につけた子供の育成を目的に、引き続き全国学力・学習状況調査の分析結果などを踏まえ、子供の個性に合わせた教育の実践を重ねていくとともに新たに学校図書館管理システムを導入し、読書環境の整備を図ってまいります。また、個性と創造力を持つ子供の育成を目的に、美郷町に縁があり、昨年文化勲章を受賞された美術評論家高階秀爾氏による講演や小・中学校の学校交流音楽祭を開催するほか、地域の協力による子供体験教室や子ども会の支援などを継続してまいります。

さらに、子供の心と体の健全な育成を目的に、平成24年度に策定した第2期「美郷町食育推進計画」に基づき、食育と肥満傾向児対策に取り組むほか、「思春期の心を育てる講座」や地域に根差したスポーツ少年団の活動を引き続き支援してまいります。

3つ目は、「水環境保全プロジェクト」です。

水資源域の保全と保護を目的に水辺清掃ボランティア活動や不法投棄防止対策を継続するとともに水源涵養林への植樹活動を継続してまいります。また、水環境学習機会の創出と提供を目的に秋田大学との連携による水環境マイスター養成講座や湧水池などの水辺に生息する生き物調査を継続するほか、町内の水環境を紹介する水辺写真展の実施や、水環境学習にも利用できる副教材「社会科副読本」の改訂を行ってまいります。

さらに、水との触れ合いを目的に「水の郷シンポジウム」や「水辺を歩こう事業」、秋田大学との連携による清水の癒し効果調査事業の研究結果の公表などを予定しているほか、引き続き県立大学との連携による美郷中学校のビオトープ整備に取り組んでまいります。

4つ目は、「交流促進プロジェクト」です。

学習交流の推進を目的に友好都市である大田区、千畑小学校と御田小学校との児童相互訪問などの交流を継続してきずなをさらに深めてまいります。また、友好交流の推進を目的に大田区と町内外の演奏家による「友好交流コンサート」を平成26年度に秋田県で開催される国民文化祭のプレイベントとして開催するほか、都市農村交流の一環として首都圏からの農業体験者を受け入れるツアーを実施いたします。さらに、地域活力の向上等を目的に、既に協定を結んだ株式会社龍角散並びに4月に協定締結予定の日本航空株式会社とは町主催行事への参加や環境保全活動などを通じた交流を展開してまいります。

なお、こうした交流の拠点施設並びに宿泊施設として空き施設となる仙南東小学校を宿泊交流

施設に改修する取り組みに着手してまいります。

5つ目は、「安全・安心プロジェクト」です。

暮らしの安全・安心を目的に自主防災組織などの活動支援や生活関連物資の計画的な備蓄を継続するとともに空き家対策として町の指導または勧告に従う危険な空き家の解体に限り、その費用の一部を支援する制度を新たに創設してまいります。

また、子供の安全・安心を目的に乳幼児の疾病や発達障害の早期発見に向けて乳幼児健診の回数をふやすほか、子供見守り隊などによる児童生徒の登下校時の見守り活動に加え、全園・全校での「安全・安心メールシステム」を継続運用してまいります。

さらに、社会資本の安全・安心を目的に通学路の歩道整備や新たな橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁保全に努めるほか、町民スポーツの活動拠点整備として中央並びに南体育館の耐震改修工事を実施、あわせて暖房設備を整備し、快適なスポーツ環境にも配慮してまいります。

次に、まちづくり戦略プロジェクト以外の取り組みについて、総合計画に沿ってご説明いたします。

初めに、「第1章 快適なまちをめざして」についてご説明いたします。

道路・交通体系の整備充実ですが、幹線道路である竹原・内村線、アクセス道路整備として畑屋高野・鍵田馬町線、オノ神相長根線、槻ノ木・矢口1号線の整備を継続するほか、生活圏道路5路線、側溝改良4路線、舗装補修8路線の整備を実施してまいります。また、冬の安全な道路を確保するため、除雪ドーザー、ロータリー除雪車、各1台を更新し、適切な道路除排雪を実施してまいります。

さらに、地域内交通の提供ですが、予約制乗合タクシーの運行改善を含めた第3次美郷町地域公共交通総合連携計画の策定について、美郷町地域公共交通活性化再生協議会で協議してまいります。

上下水道の整備充実ですが、千畑中央地区簡易水道事業として土崎北部から長面地区への配水管敷設工事4,626メートルと消火栓10基を整備してまいります。また、合併浄化槽の導入や、農業集落排水・公共下水道への接続を促進するための補助を継続するほか、負担の公平性を鑑みた料金制度のあり方について検討してまいります。

快適な住環境の整備ですが、若者定住促進奨励金の内容を拡充し、魅力ある美郷に若者が定住できるよう引き続き支援してまいります。また、個人住宅への住宅リフォーム緊急支援事業や耐震診断と耐震補強工事費用の一部補助を継続していくほか、長寿命化計画に基づく町営住宅の適

切な維持管理を図ってまいります。

次に、「第2章 自然にやさしいまちをめざして」についてご説明いたします。

環境保全の推進ですが、太陽光発電システムの導入に対する補助を継続し、省エネルギー住宅化を支援してまいります。

廃棄物減量と適正処理の推進ですが、ごみ収集の円滑化と減量化や再資源化率向上を図るため、ごみ集積施設整備や生ごみ処理機購入費用に対する補助を継続してまいります。また、百目木地区一般廃棄物最終処分場は平成25年度中の廃止に向けて調査を継続するとともに六郷地区一般廃棄物最終処分場は閉鎖計画の作成業務や調査井掘削、各種モニタリングなど閉鎖に向けた本格的調査を実施してまいります。

土地の計画的利用と保全ですが、平成24年度をもって完了した町内全域の地籍調査の成果をもとに、引き続き土地の適正管理に努めてまいります。

次に、「第3章 健やかなまちをめざして」についてご説明いたします。

心の健康づくりの推進ですが、自殺予防対策としてメンタルヘルスサポーター養成講座や、「こころといのちを考える集い」を開催するほか、「てとての会」の活動に支援を継続してまいります。

また、健診・予防対策の充実ですが、「人間ドック」や「脳ドック」費用に対する助成を継続するほか、第2期特定健康診査等実施計画に基づく特定健診や特定保健指導を実施し、重症化防止に努めてまいります。予防接種については、子宮頸がん予防ワクチン接種費用や5歳未満の乳幼児を対象とするヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種費用に対する補助を継続してまいります。

さらに、少子化対策の一環として新たに不妊治療に係る治療費や検査費用の一部を助成してまいります。

地域福祉の推進ですが、町民による積極的なボランティア活動を育む環境を整備するため引き続き地域福祉活動を行う団体への支援を行うとともに住民活動センター「みさぼーと」の活動推進を図ってまいります。

児童福祉の向上ですが、子育て家庭の負担軽減を図るため一時保育や放課後児童クラブを引き続き実施するほか、子育てに関する悩みの解消や保護者同士の交流を促進するため子育て支援センターの活動推進を図るとともに民生児童委員協議会などとの連携による相談支援体制の充実に努めてまいります。

高齢者福祉の向上ですが、認知症の方を地域で見守る体制を整備するため認知症サポーターの

継続的な養成を図るほか、要介護状態になる可能性の高い高齢者の把握調査や積極的に参加しやすい介護予防事業を実施してまいります。

また、配食サービスやふれあい安心電話設置事業などの在宅生活支援を継続していくほか、シルバー人材センターや老人クラブ活動への助成、温泉利用料やはり・きゅう・マッサージ費用の助成事業により高齢者の福祉向上に努めてまいります。

障害者福祉の向上ですが、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう相談支援体制の充実を図るほか、「第3期美郷町障害福祉計画」に基づき適切なサービス提供や就労支援に努めてまいります。また、虐待の未然防止、通報連絡体制の構築、一時保護などについては、町の障害者虐待防止センターにおいて引き続き対策を講じてまいります。

次に、「第4章 心豊かなまちをめざして」についてご説明いたします。

乳幼児教育の充実ですが、認定こども園の多様な機能を活用した教育の実践を継続し、幼稚園・保育園・子育て支援センターの一体的運営を推進してまいります。また、既に本体建築工事が完了している認定こども園六郷幼稚園・保育園は9月の開園を目指して早期に外構・園庭関係工事や備品整備に着手してまいります。

学校教育の充実ですが、統合後の千畑小学校のグラウンド改修及び仙南小学校のプール新設工事を実施するとともに遠距離から通学することになる児童生徒の通学手段の確保及び負担の軽減、安全な登下校を確保するためバス17台の運行を委託し、児童生徒の教育環境の向上を図ってまいります。

また、発達障害などで生活上の支援が必要な児童生徒に対しては、各校の教職員が支援体制をとるとともに、引き続き学校生活支援員を配置し、児童生徒の個性に合わせた教育を実践してまいります。

社会教育の推進ですが、ボランティアによる学校支援活動については、住民活動センター「みさぼーと」と連携し、学校支援地域本部事業を継続してまいります。また、誰もが気軽に参加できる食や健康等に関する講座などを開設することで町民の学ぶ意欲を育んでいくほか、引き続き生涯学習サークルの育成に努めてまいります。

さらに、自衛隊コンサートを継続実施するほか、新たに国民文化祭のプレイベントとして「街角ジャズコンサート」を開催するなど、町民が芸術文化に親しむ機会を提供してまいります。

スポーツの振興ですが、各種スポーツ団体等の育成や支援を継続するほか、スポーツ活動による健康、体力づくりを促進するため、全ての町民が気軽に参加でき、通年でスポーツを楽しめる

プログラムを引き続き提供してまいります。また、生徒同士の交流と体力向上を目的とする中学校新人駅伝を継続してまいります。

歴史と文化の保存と創造ですが、町文化財保護協会や後三年合戦みさとプロジェクト実行委員会などの歴史関連団体と連携して歴史講演会や勉強会を開催するほか、新たに町全体の歴史を理解できる「歴史ハンドブック」の作成に取り組んでまいります。また、舟ッコ流しや六郷のカマクラなどの伝統行事の担い手育成支援を継続するほか、「美郷の昔っこと話読み語り本」の制作に取り組むなど、失われつつある伝承の記録保存に努めてまいります。

さらに、町内の歴史民俗資料等を展示する施設として空き施設となる千畑南小学校を歴史民俗資料展示施設等に改修するための調整も進めてまいります。

次に、「第5章 人がふれあうまちをめざして」についてご説明いたします。

余暇・レクリエーション施設と公園緑地の充実ですが、適切な維持管理を継続するほか、せせらぎ公園の遊具を幼児向けに更新するなど快適な利用環境の整備に努めてまいります。また、町サイン計画に基づき、千畑地区における観光施設や各集落への誘導看板整備を実施してまいります。

ふれあい活動の推進ですが、地域コミュニティ活動を支援するため行政区で行う特色ある地域づくり活動や地域の集会施設などの整備に引き続き支援してまいります。また、北ふれあい館の利便性向上を図るため、未使用部分の旧千畑中学校校舎などを解体し、駐車場を整備してまいります。

観光の振興ですが、平成25年秋の秋田デスティネーションキャンペーンに合わせた誘客活動を首都圏で展開してまいります。また、清水の新たな魅力の発見や散策コースの見直し、日常的な管理のあり方など、観光資源としての清水の活用について改めて検討を深めてまいります。

人材育成と地域、国際交流の推進ですが、児童生徒が異文化体験を通じて国際理解やコミュニケーション能力を育ていけるよう、国際教養大学との交流を重ねてまいります。

次に、「第6章 活力あるまちをめざして」についてご説明いたします。

農林業の振興ですが、昨年に策定した「美郷町人・農地プラン」をもとに地域の中心となる経営体への支援策を講ずるほか、担い手の確保・育成に向けて、引き続き経営の不安定な就農初期段階の青年就農者や若手農業者に対し、支援してまいります。

また、経営の複合化を推進するため、大豆団地・美郷ブランド品目への作付誘導を図るとともに美郷ブランド品目や園芸作物の生産振興を図るため、新たな助成体系による美郷ブランド品目

応援事業を展開してまいります。

また、グリーンツーリズムの推進ですが、教育旅行などの受け入れを推進するため町都市農村交流推進協議会との連携により受け入れ農家の確保と育成に努めてまいります。

次に、基盤整備事業の推進ですが、事業実施地区への支援を継続するほか大豆などで増収効果のあるもみ殻暗渠の整備を推進するため、引き続き暗渠工事機械の導入に対する補助を実施してまいります。

次に畜産振興ですが、経営の安定向上を図るため繁殖牛・肥育牛・乳用牛について優良牛の導入を促進するとともに、引き続き疾病予防策を実施してまいります。

また、林業の振興ですが、年次計画による松くい虫防除対策を実施するほか、森林整備活動支援交付金事業の活用により、引き続き森林の保全整備を推進してまいります。

工業の振興ですが、企業の積極的な設備投資を促進するため奨励金の交付を継続していくほか、長引き不況のもと、中小企業の経営安定を図るため町の融資制度を活用した中小企業に対する利子補給などの支援を引き続き実施してまいります。

商業の振興ですが、事業所連携活性化事業を秋田デスティネーションキャンペーンなどに合わせて拡充するほか、空き店舗活用への助成、創業に要する費用や新たな雇用が見込まれる事業所の新設・増設に対する奨励金制度を継続してまいります。

労働雇用対策ですが、緊急雇用対策として県補助金を活用して緊急雇用事業を継続してまいります。また、新たに「正規雇用者育成支援事業」を創設し、新規雇用者の人材育成に要する経費を助成してまいります。

次に、「第7章 安全で安心できるまちをめざして」についてご説明いたします。

防火・防災体制の充実ですが、防災行政無線の適正な維持管理と効率的な運用を図るほか、県総合防災情報システム整備事業による端末局整備を行い、災害時等緊急事態に備えてまいります。また、耐震性防火水槽を2カ所設置し、消防水利の確保に努めてまいります。

交通安全の推進ですが、チャイルドシートの装着率向上のため購入費用に支援を継続するほか、関係機関との連携協力のもと、引き続き交通安全意識の啓蒙や交通安全施設の整備、維持管理に努めてまいります。

青少年健全育成・防犯の推進ですが、学校統合を踏まえ、通学路や危険箇所などに35基の防犯灯を増設して安全確保を図るとともに、関係団体との連携のもと情報共有を図りながら、引き続き防犯対策に取り組んでまいります。

次に、「第8章 町民主体のまちをめざして」についてご説明いたします。

信頼され、親しみのある行財政運営の推進ですが、町有林5ヘクタールの間伐や未利用資産の処分を推進し、町有財産の有効活用に努めてまいります。また、定員管理計画により職員数が年々減少する中、複雑化する行政課題に的確に対応できるよう職員の資質向上に向けた県職員との合同研修や自治研修、職場内研修などのほか、国との人事交流を継続してまいります。

住民参加の推進ですが、住民活動への関心と理解を深め、さらなる住民参加を推進していくため、その拠点となる住民活動センター「みさぼーと」の自立化に向けた取り組みを推進してまいります。

情報化の推進ですが、県内12町村で進めている共同電算化の取り組みを踏まえ、町においては平成25年度中に財務会計などの内部情報系システムの一部を共同電算に移行し、効率的・効果的な運用を図ってまいります。

以上、平成25年度における町政推進の基本的な考え方や主な施策の概要について申し上げました。平成25年度も目指す美郷町の姿を見据えるとともに現実の姿を的確に把握し、その差異を埋めていくための施策に地道に継続的に取り組んでまいりたいと存じます。

また、その取り組みが確実な成果を生むためには、まずは私を含む役場職員全員が理想と現実の姿を共有し、施策のありようを深慮する意識と姿勢が大切です。そのためにも、常にみずからの感受性を磨き、深慮につながる自己研さんに努めてまいりたいと存じます。

また、価値観が多様化している社会環境を認識し、多様な意識を受けとめながら行政としての適切な判断を下すよう最大限の留意を払いたいと存じます。さらに、取り巻く環境の変化に臨機応変の対応をしながら、思慮と行動はぶれないように努めてまいりたいと存じます。

その上でまちづくりが着実に前進していくためには、何といたっても議員各位並びに町民各位のご理解とご協力、そして町全体が一体となった推進が必要と存じます。町民各位が誇れる美郷町を目指して今後とも全身全霊で頑張る所存ですので、町民各位には何とぞご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、議員各位には大所高所からのご指導を引き続きいただけますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（高橋 猛君） ここで10分間休憩します。

（午前11時09分）

（午前11時18分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎陳情第1号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第1号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、報告第1号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 報告第1号「専決処分事項の報告について」、説明をいたします。2ページ、専決処分書をお願いいたします。

昨年12月11日に_____において発生した車両損壊事故について、2月1日に示談が成立、同日専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は_____さんで、事故の概要は駐車中の_____の車両に_____雪が落下し、フロントガラス及びボンネットを破損したものです。

2月1日に、3の損害賠償及び和解の要旨に記載の内容で示談が成立しております。

賠償金については、今回の補正予算に計上しております。

なお、今回の損害額の保険の認定は2分の1となっております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第1号の説明が終わりました。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、報告第2号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 報告第2号について説明をいたします。4ページ、専決処分書をお願いいたします。

昨年12月30日に_____において発生した車両破損事故について、2月27日に示談が成立、同日専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は_____さんで、事故の概要は_____から雪塊が落下し、走行中の____さんの車両のルーフパネルを破損したものでございます。2月の27日に、3の損害賠償額及び和解の要旨に記載の内容で示談が成立してございます。

賠償金については、今回の補正予算に計上しております。

なお、損害額については、全額保険で措置しております。

先ほど報告第1号で____さんの住所、私、_____と申し上げましたが、正確には_____でございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第2号の説明が終わりました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、報告第3号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 報告第3号について説明をいたします。6ページの専決処分書をお願いいたします。

1月25日に_____において発生した車両破損事故について、2月27日に示談が成立、同日専決処分をしたので報告するものです。

相手方は_____さんで、事故の概要は_____

_____から雪塊が落下し、走行中の____さんの車両のフロントガラス及びルーフパネルを破損したものです。2月27日に、3の損害賠償額及び和解の要旨に記載の内容で示談が成立しております。

賠償金については、今回の補正予算に計上してございます。

なお、損害額については、全額保険で措置されております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第3号の説明が終わりました。

次に提案される議案は、副町長佐々木敬治君に関係がありますので、本人の退席を求めます。

（副町長 佐々木敬治君 退席）

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、同意第1号 副町長の選任についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 現在副町長であります佐々木敬治氏は、平成25年3月31日をもって任期満了となります。そこで、同氏を再任することについて同意を得たいので、地方自治法第162条の規定によりご提案するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号 副町長の選任については、原案に同意することに決しました。

暫時休憩します。

（午前11時27分）

（午前11時27分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。議案につきましては9ページ、を議案資料集につきましては1ページ及び2ページをごらん願います。

本議案は、平成24年第6回美郷町議会定例会におきまして議決いただきました秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、附則第1項において本来は「県知事へ届出」とすべきところを「県知事の許可」とした部分につきまして「県知事への届出」に変更するものであります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第2号の説明が終わりました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第3号について説明いたします。

提案の理由は、広域市町村圏組合で運営しております角間川更生園の経営を新しい障害福祉サービス体系としての社会福祉法人水交会に移管することになり、平成25年3月31日をもって関係する施設の管理運営事務を廃止し、あわせて広域市町村圏組合の規約を変更するため議会の議決を求めるものでございます。

12ページ、大曲仙北広域市町村圏組合同規約の一部を変更する規約案並びに議案資料集3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条、組合の共同処理する事務の第3号を削り、第4号以降を繰り上げるものでございます。この規約の施行は、知事の許可を受け、平成25年4月1日からの施行となっております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第3号の説明が終わりました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第4号について説明いたします。

提案の理由は、先ほどの議案第3号で説明した大曲仙北広域市町村圏組合で運営しております角間川更生園が社会福祉法人水交会に移管することにより、その建物及び物品の財産を譲渡するため議会の議決を求めるものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。大曲仙北広域市町村圏組合所有の建物、角間川更生園管理棟、体育館、車庫、バス車庫、生活体験棟兼倉庫、物品としてマイクロバスほか10件のほか、角間川更生園に附属する全ての物品を社会福祉法人水交会に無償譲渡するものでございます。

なお、議案資料集4ページに建物及び物品の面積等詳細を記載してございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第4号の説明が終わりました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第5号 町道の認定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第5号 町道の認定についてご説明いたします。

今回認定をお願いする町道は、圃場整備事業により整備された道路で、土崎小荒川地区が78路線、畑屋地区が6路線、合計84路線、総延長2万2,614.8メートルの町道の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものです。

今回の認定については、圃場整備前の道路が面工事と一体的に整備されたことに伴い、それらにかかわる道路を認定したもので、認定の基準は原則といたしまして幅員が4メートル以上、起点・終点が町道及び県道に接続していること。町民の通行が見込まれ、道路管理に支障がないこと。従前の配置状況及び密度、総延長の増減などを考慮して認定しております。また、認定しない道路につきましては、墓地への参道ですとか、極端に延長が短い道路については、認定してございません。

なお、議案の16ページから20ページに認定する路線を記載しております。また、議案資料集の5ページに認定路線図を添付しておりますので、あわせてごらんくださるようお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第5号の説明が終わりました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第6号 町道の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第6号 町道の廃止についてご説明いたします。

今回廃止をお願いする町道は、圃場整備事業により道路が整備された地区内の道路を廃止するもので、土崎小荒川地区52路線、畑屋地区1路線、合計53路線、総延長2万1,474.1メートルの町道の廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものです。

今回の認定廃止により路線数で31路線増加して、総延長で1,140.7メートル延長が長くなっております。

なお、議案の22ページから24ページに廃止する路線を記載しております。また、議案資料集の6ページに廃止路線図を添付しておりますので、あわせてごらんくださるようお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第6号の説明が終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明いたします。

提案理由ですが、過疎地域の自立促進に必要な事業を追加し、財源として過疎債を充当できるよう計画の一部を変更したく提案するものでございます。

変更内容は26ページからでございますが、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案資料集7ページをごらんください。

追加計画は4つでありまして、下線部分が追加箇所であります。

まず、第2章産業の振興の(5)観光又はレクリエーションの項目に「宿泊交流施設の整備」を追加し、計画欄に事業内容として「宿泊交流施設整備事業」と整備内容を追加するものでございます。これは秋田県市町村未来づくり協働プログラムとして仙南東小学校を宿泊交流施設として整備する事業に対応させるためであります。

次に、同じく計画欄に事業名として「過疎地域自立促進特別事業」、事業内容に「正規雇用者育成支援事業」を追加し、事業の必要性、具体の事業内容、事業効果を記載しております。これは

町内事業所が学校を卒業して3年以内の未就職者を正規雇用した場合、新規雇用者の人材育成に要する経費を当該事業者に補助するという事業として新たに正規雇用者育成支援事業を創設いたします。この事業に対し、ソフト事業として過疎債を活用できるよう改正するものでございます。

次の8ページですが、第3章交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の(3)情報化の推進の項目欄に「秋田県総合防災情報システムの導入」を追加し、計画欄に事業名として「防災行政用無線施設」、事業内容として「秋田県総合防災情報システム整備事業」を追加するものでございます。これは秋田県が実施する総合防災情報システム整備事業に係る町の負担金に対応させるためです。

次に、第7章教育の振興の計画欄に事業名として「集会施設、体育施設」、事業内容に「公民館施設環境整備事業」と事業内容を追加するものでございます。これは公民館の音響・照明装置や空調装置などの大規模な改修事業に対応させるためでございます。

次の9ページですが、計画、過疎地域自立促進特別事業分の欄については、先ほど説明したソフト事業分を再掲したものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第7号の説明が終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第8号 美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第8号 美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてご説明いたします。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により道路法の一部が改正されたことに伴い、条例を制定する必要があり、議会の議決をお願いするものです。

条例についてご説明いたします。別紙34ページをお願いいたします。

条例の制定は、地域主権改革一括法の公布に伴い、これまで町道の構造の技術的基準と道路管

理者が設ける道路標識の寸法や道路の大きさの基準について、道路法及び道路構造令に規定しておりました道路法の一部改正により条例への委任事項となったため、町道の構造の技術的基準と道路標識等の基準について、これまで国が一律に定めていた内容と同じ内容で新たに条例を制定するものです。

34ページをお願いいたします。34ページの第1章の第1条から第2条は、本条例の趣旨と用語の定義を定めるものです。

また、下段の第2章の第3条から49ページ上段の第43条までは道路構造令の一般的技術的基準について、車線や副道、路肩、停車帯、自転車道、歩道、植樹帯、設計速度、車道、舗装、橋、立体交差、交通安全施設等について定めるものです。

次に49ページをお願いいたします。49ページ中段の第3章の第44条は、道路標識の寸法について定めるものです。

同じく49ページ中段の第4章の第45条は、自動車専用道路を立体交差とすることを要しない場合について定めるものです。

同じく49ページの第5章の第46条は補則について定めるものです。

次に50ページをお願いいたします。50ページから55ページは条例に記された別表について記載したものでございます。

本条例の施行は平成25年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第8号の説明が終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第9号 美郷町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第9号 美郷町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により河川法が一部改正されたことに伴い、条例を新たに制定する必要

があり、議会の議決をお願いするものです。

条例についてご説明いたします。別紙58ページをお願いいたします。

条例の制定は、地域主権改革一括法の公布に伴い、これまで準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準について河川法及び河川管理施設等構造令に規定しておりました河川法の一部改正により条例への委任事項としたため、準用河川に係る河川管理施設等の構造及び河川管理上必要とされる技術的基準について、これまで国が一律に定めていた内容と同じ内容で新たに条例を制定するものです。

58ページの第1章の第1条から第2条は、条例の趣旨と用語の定義を定めたものです。

同じく下段の第2章の第3条から61ページお願いいたします。61ページ中段の第15条までは堤防についての適用範囲と構造について定めるものです。

同じく61ページの第3章の第16条から次のページ、62ページの上段の第19条までは床どめの構造や護岸について定めるものです。

同じく62ページの第4章の第20条から64ページをお願いいたします。64ページ上段の第27条までは堰の構造やゲートの構造等について定めるものです。

同じく第5章の第28条から次のページ65ページの下段の第35条までは水門及び樋門の構造やゲートの構造等について定めるものです。

同じく第6章の第36条から次のページの66ページ下段の第39条までは揚水機場及び排水機場の構造や流下物排除施設等について定めるものです。

同じく第7章の第40条から69ページ上段、69ページをお願いいたします。69ページ上段の第46条までは橋の橋台や橋脚等の構造について定めるものです。

次に第8章の第47条から次のページの70ページ上段の第51条までは伏せ越しの構造やゲート等について定めたものです。

同じく第9章の第52条から次のページ71ページの第55条までは適用除外や適用の特例を定めたものです。

本条例の施行につきましては、平成25年4月1日から施行するものです。

附則の経過措置につきましては、平成4年2月1日及び平成9年12月1日現在において既に設置されている管理施設について、規定に適合しない場合の例外規定を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第9号の説明が終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第18、議案第10号 美郷町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第10号 美郷町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定についてご説明いたします。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により都市公園法並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、条例を制定する必要があり、議会の議決をお願いするものです。

条例についてご説明いたします。

本条例の制定は、地域主権改革一括法の公布に伴い、これまで都市公園の設置基準等については、都市公園法及びバリアフリー法といわれている高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で定めておりましたが、都市公園法の一部改正により条例への委任事項としたため、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準と公園施設として設置される建築物の建築面積割合の基準、移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、これまで国が一律に定めていた内容と同じ内容で新たに条例を制定するものです。

次のページ、別紙74ページをお願いいたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、町民一人当たりの都市公園の敷地面積の基準を定めるものです。

第3条は、町が設置する都市公園の配置及び規模の基準を定めるものです。

75ページお願いいたします。中段の第4条及び第5条は、公園施設の建築面積の基準と基準の特例を定めるものです。

次の76ページお願いいたします。76ページの第6条は、特定公園施設の設置に関する基準を定めるものです。

第7条は、委任事項について定めたものでございます。

条例の施行は、平成25年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第10号の説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第11号 美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第11号 美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により水道法が一部改正されたことに伴い、条例を制定する必要性があり、議会の議決をお願いするものです。

条例についてご説明いたします。

条例の制定は、地域主権改革一括法の公布に伴い、これまで水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等については、政令で資格を有する者と規定されておりました。今回の水道法の一部改正により条例への委任事項としたため水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等について、これまで国が一律に定めていた内容と同じ内容で新たに条例を制定するものです。

次のページの別紙78ページをお願いいたします。

第1条は、条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、布設工事監督者を配置する工事を定めるものでございます。

第3条は、布設工事監督者の資格について定めるもので、学校教育法に規定する学校と必要な実務経験について、第1号から第8号まで必要事項を定めるものです。

79ページから80ページの第4条は、水道技術管理者の資格について定めるもので、学校教育法に規定する学校と必要な実務経験について、第1号から第6号まで必要事項を定めるものです。

なお、本条例の施行は、平成25年4月1日から施行するものです。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第11号の説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第20、議案第12号 美郷町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第12号 美郷町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により下水道法が一部改正されたことに伴い、条例を制定する必要があり、議会の議決をお願いするものです。

条例についてご説明いたします。

条例の制定は、地域主権改革一括法の公布に伴い、これまで公共下水道の構造等については、政令で定める技術上の基準に適合するものとしておりました下水道法の一部改正により条例への委任事項としたため公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準について、これまで国が一律に定めていた内容と同じ内容で新たに条例を制定するものです。

別紙の82ページをお願いいたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、下水や汚水等の用語の定義を定めるものでございます。

第3条は、排水施設の構造の技術上の基準を定めるもので、排水施設や処理施設について第1号から第10号まで、必要事項を定めるものです。

83ページの第4条は、適用除外となる事項を定めるものです。

条例の施行につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置は従前の例による例外規定を定めるものです。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第12号の説明が終わりました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

（午後 0時00分）

(午後 1時00分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第21、議案第13号 美郷町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第13号 美郷町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定についてご説明いたします。

現在、墓地等の新設、移転、拡張、廃止などの経営許可につきましては、権限委譲によりまして町が秋田県条例及び規則を読みかえて行っております。現在、墓地の経営ができるのは原則といたしまして地方公共団体、宗教法人、公益社団法人等でありまして、個人墓地の新設・移転は認められておりません。

しかしながら、圃場整備事業や道路拡幅改良事業など町内公共事業の実施に伴いまして墓地の移設など個人の墓地等の経営許可も必要なことから、町といたしまして許可基準を整備し、許可等の根拠を明文化する必要があります。

また、市におきましては、平成24年4月1日から条件整備が義務づけられていることから、町としては適切な事務取り扱いを行うため、墓地埋葬等に関する法律に基づく墓地・納骨堂または火葬場の経営の許可基準及び経営について必要な事項を定めたく提案するものでございます。

86ページ、条例案をお願いいたします。

内容ですが、第1条は条例の趣旨を記載しております。

第2条では、墓地の経営者となることができる者等を定めており、第1項の第1号から第3号までは地方公共団体、宗教法人、公益社団法人等としております。

第2項では、集落共同墓地や個人墓地を現に経営していると認められる者は第2項第1号で墓地の区域の変更許可を受けることができるとしております。

第2号では、災害の発生または公共事業の実施に伴い個人墓地を移設し、経営する許可を受け

ることができるとしております。

次のページ、3条の設置場所等の基準及び第4条の許可の条件では、場所、構造、設備及び許可の条件は規則で定めることとしております。

次に、第5条のみなし許可に係る届け出についてですが、都市計画事業として実施する場合は都市計画法の認可または条件をもって許可されたとみなされることから、経営については届け出でよいとするものでございます。

次に、第6条・第7条は工事の届け出及び変更等の届け出等の条文であります。

以上が主なものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第13号の説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第22、議案第14号 美郷町北運動公園設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） 議案第14号につきましてご説明いたします。

旧千畑中学校屋外体育施設を北運動公園の対象施設に加えたく、提案するものであります。議案資料集10ページをごらん願います。

第2条の表、左の欄一番下ですけれども、旧千畑中学校の野球場と陸上競技場を美郷町北運動公園に北ふれあい広場として組み入れるものであります。

議案の90ページにお戻り願いたいと思います。附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第14号の説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第23、議案第15号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例及び美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第15号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例及び美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

議案につきましては91ページ及び92ページを、議案資料集につきましては11ページの新旧対照表をごらんください。

本議案は、平成24年6月に成立いたしました地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法が障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に改正されることに伴い、当該法律を引用している条例について改正するとともに、条例中に引用しております該当法律の条項につきましても、あわせて整備するものであります。

なお、施行期日につきましては、附則におきまして法律と同様、平成25年4月1日からとしております。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第15号の説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第24、議案第16号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第16号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律の施行によりまして廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことに伴い改正いたしたく、提案するものでございます。

別紙条例案94ページから、また新旧対照表、議案資料集の新旧対照表12ページから15ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

改正につきましては、町の条例に一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格を規定するため第39条の次に第40条の条項を加えるもので、その条項は別紙案の10行目から記載しておりますけれども、第40条・法第21条第3項に規定する条例で定める資格は次に掲げるとおりとするいたしましたして、同条第1項第1号から95ページの第11号まで技術士法に規定する技術士や学校教育法に基づく課程終了後の実務経験を規定するなど、技術管理者の資格や要件を定めております。

また、この第40条を加えることによりまして目次中の整理や条の繰り下げを行うものでございます。

96ページ、附則といたしまして、本条例は平成25年4月1日より施行するものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第16号の説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第25、議案第17号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第17号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由ですが、道路法施行令の一部改正により太陽光発電設備、風力発電設備、津波避難施設が道路占用物件に追加されたことに伴い、道路占用料徴収条例の一部を改正したく、議会の議決をお願いするものです。

改正内容についてご説明いたします。別紙98・99ページをお願いいたします。

道路占用料徴収条例の別表の内容を一部改正するもので、詳細は議案資料集の17ページをお願いいたします。議案資料集でご説明いたします。

第2条関係の別表の占用物件、占用料に新たに太陽光発電設備、風力発電設備、津波避難施設を加えるために改正するもので、議案資料集の17ページ、新条例の欄の上段のアーチの欄の下に太陽光発電設備、風力発電整備として、令第7条第2号に掲げる工作物と津波避難施設として令第7条第3号に掲げる施設を新たに加え、占用料の欄に占用面積1平方メートルにつき1年820円、及びAに0.028を乗じて得た額を加えるものです。

これに伴って、16ページのほうお願いいたします。16ページの令第7条第2号を令第7条第4号に2号を繰り上げるものでございます。

17ページのほうお願いいたします。17ページの令第7条第2号から18ページと同条第11号までをそれぞれ2号ずつ繰り上げるもので、繰り上げた占用物件の占用料の徴収の額に変更はございません。

なお、条例の施行は平成25年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第17号の説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第26、議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、公営住宅法が改正されたことに伴い条例の一部を改正したく、議会の議決をお願いするものです。

次に、条例の改正内容についてご説明いたします。条例の一部改正は、地域主権改革一括法の公布に伴い、これまで町営住宅の整備基準及び入居資格のうち町営住宅に入居すべき定額所得者の収入基準を公営住宅法に規定しておりましたが、公営住宅法の一部改正により条例への委任事項としたため、公営住宅の整備基準や入居の際の収入基準について、これまで国が定めていた内容と同じ内容で条例の一部を改正するものです。

議案の102ページをお願いいたします。

改正内容ですが、第2章の町営住宅の管理を町営住宅等の整備基準に改めるための改正で、詳細につきましては議案資料集でご説明いたします。

議案資料集の19ページをお願いいたします。

初めに、目次の改正ですが、第1章及び附則はそのままに、第2章に町営住宅等の整備基準を新しく追加し、第3章から第6章までをそれぞれ1章ずつ繰り上げるものです。

次に、条例の改正ですが、これまでの第2章町営住宅の管理を町営住宅等の整備基準に改め、新たに第3条の2から第3条の17、第2項までを追加し、整備基準の趣旨、良好な住環境の確保、敷地関係、住宅や住戸の基準、附帯施設等について新たに定めるものです。

24ページをお願いいたします。24ページの第3章町営住宅の管理は町営住宅の入居資格のうち町営住宅に入居すべき定額所得者の収入基準を第6条第1項第2号のアからエまで、総世帯収入を25万9,000円とし、オは一般の入居の際の収入基準を15万8,000円とするもので、収入基準の月額はいままでと変わっておりません。

25ページをお願いいたします。25ページの第4章の第37条は、これまでの第3章を第4章に改め、使用許可に関する省令の名称を変更するものです。

なお、条例の施行は平成25年4月1日から施行するものです。

済みません。一部訂正させていただきます。第2章以降に関係いたしまして、繰り上げると申しましたけれども、繰り下げると、大変失礼いたしました。第2章以降、第3章以降ですけれども、繰り上げると申しましたけれども、それを繰り下げると変更させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第18号の説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第27、議案第19号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第19号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてご説明

いたします。

提案理由でございますけれども、美郷町簡易水道事業の円滑な推進を図るため提案するものがあります。

平成25年度におきまして、これまでの簡易水道事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るため一般会計から繰り入れしたく、議会の議決をお願いするものです。

繰入金の主な用途は起債の償還、事業の一般財源分で、繰入額は2億円以内としております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第19号の説明が終わりました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第28、議案第20号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第20号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町下水道事業の円滑な推進を図るため提案するものであります。

平成25年度において、これまでの公共下水道事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るため一般会計から繰り入れしたく、議会の議決をお願いするものであります。

繰入金の主な用途は起債の償還、事業の一般財源分で、繰入額は1億3,000万円以内としております。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第20号の説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第29、議案第21号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井智則君) 議案第21号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてご説明いたします。

提案理由でございますけれども、美郷町農業集落排水事業の円滑な推進を図るため提案するものであります。

平成25年度において、これまでの農業集落排水事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るため一般会計から繰り入れし、議会の議決をお願いするものであります。

繰入金の主な使途は起債の償還、事業の一般財源分で、繰入額は1億2,000万円以内としております。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第21号の説明が終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第30、議案第22号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第11号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長(高橋 薫君) 議案第22号 平成24年度一般会計補正予算第11号について説明します。

122ページ、第2表繰越明許費補正から順次説明いたします。

繰越明許費の追加であります。6款1項圃場整備事業支援事業ですが、大畑地区圃場整備事業の事業主体である秋田県が事業の一部を繰越明許とするため本事業の負担金についても繰り越しとするものでございます。

8款2項道路橋梁費の町単独事業(槻ノ木・矢口1号線)ですが、補償交渉に時間を要し、工事の年度内完了が見込めないため次年度に繰り越しするものでございます。

同じく、8款2項道路橋梁費の社会資本整備交付金事業(畑屋高野・鐘田馬町線、竹原・内村

線、中学校前線)については、補償交渉や県・国との用地交渉などに時間を要し、工事の年度内完了が見込めないため次年度に繰り越しするものでございます。

次のページですが、第3表地方債の変更補正であります。それぞれの事業費の確定により借入額を変更するもので、限度額を変更する補正であります。詳細につきましては、歳入でご説明いたします。

○**税務課長(小原隆昇君)** 議案126ページをお開きください。歳入についてご説明をいたします。

1款1項町民税1目個人分につきましては、これまでの課税実績、収納実績を勘案いたしまして1,000万円を増額するものでございます。

4項1目たばこ税につきましては、販売量の落ち込みが緩やかとなっていてきておりまして、1,300万円を増額するものでございます。

○**企画財政課長(高橋 薫君)** 9款地方交付税の普通交付税ですが、3億5,395万9,000円を補正しております。今回の補正で留保しておりました当初決定の普通交付税の全額を補正したことになりますが、国の補正予算において今月1,333万4,000円の追加交付の決定がありました。この追加分につきましては、後日補正対応といたします。

○**教育次長兼教育総務課長(下田 亮君)** 11款1項1目民生費負担金2節保育料負担金ですが、乳幼児数と所得階層の実績による保護者からの保育料負担金の増額と他市町村から入園している園児数の実績による負担金の増額であります。

○**住民生活課長(鈴木 隆君)** 12款1項3目1節の墓地公園永代使用料ですが、新たに4件の使用許可がありましたので、増額の補正をお願いするものでございます。

○**建設課長(照井智則君)** 同じく4目農林水産使用料の1節あったか山グラウンドゴルフ場の使用料ですが、実績により減額補正するものでございます。

また、6目土木使用料の3節公園使用料はカントリーパーク施設使用料で利用実績により減額するものでございます。

○**教育次長兼教育総務課長(下田 亮君)** 同じく7目教育使用料1節幼稚園使用料ですが、園児数の実績を見込み増額するものであります。

○**生涯学習課長(小林宏和君)** 7目2節、中央ふれあい館の利用実績に伴う増額であります。

○**住民生活課長(鈴木 隆君)** 2項2目1節の墓地公園管理手数料は、4件の永代使用料許可に伴い、管理手数料についても増額をお願いするものでございます。また、永代名義変更等手数料は、千畑地区の町営墓地の名義変更が117件ありましたので、増額補正をお願いするものでござい

ます。

同じく2節の清掃手数料ですが、ごみ袋等の販売実績見込み額により減額をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、13款1項1目1節及び2節につきましては、国負担金額の確定によるものであります。4節及び6節につきましては、対象者等の実績見込みによるものであります。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 少し戻りまして、同じく3節児童措置費負担金ですが、広域入所児童の実績見込みにより保育所運営費の負担金を増額するものであります。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、128ページをお開き願います。2項2目1節は国補助金額の確定による減額であります。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 同じく2節児童福祉費補助金ですが、子育て支援交付金の確定により要保護児童対策協議会費及び乳児全戸訪問事業費などを減額するものであります。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 3目2節がん検診推進事業費補助金は実績による減額であります。

○建設課長（照井智則君） 5目土木費国庫補助金は1節の社会資本整備総合交付金は国からの交付額決定により減額するもので、減額率は20.7%となっております。

2節の社会資本整備総合交付金は一般住宅の耐震診断及び耐震改修の実績に基づき減額するものでございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 6目教育費国庫補助金1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金の公立学校施設整備費補助金でございますが、1節は仙南地区統合小学校改修工事、2節は美郷中学校の陸上競技場走路改修工事の実績精算による補正でございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 3節幼稚園費補助金は園児数の実績見込みにより増額するものであります。

○総務課長（小原正彦君） 3項1目3節衆議院議員選挙委託金は昨年12月16日執行された衆議院議員総選挙の委託費の確定によるものです。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 14款1項1目1節及び2節は負担金額の確定によるものであり、4節及び6節につきましては、対象者等の実績見込みによるものであります。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 同じく3節児童措置費負担金ですが、広域入所児童の

実績見込みにより増額するものであります。

- 福祉保健課長（前田忠秋君） 2項2目1節は補助金額の確定による減額であります。
- 教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 同じく3節児童福祉費補助金ですが、すこやか子育て支援事業費補助金と保育所整備等特別対策事業費補助金はそれぞれ実績に伴う減額であります。
- 福祉保健課長（前田忠秋君） 130ページをお開き願います。3目1節は事業実績見込みによる減額であります。
- 建設課長（照井智則君） 同じく2節浄化槽設置整備事業費補助金は、事業の確定により減額するものでございます。
- 商工観光交流課長（高橋一久君） 4目労働費県補助金でございますが、8款において緊急雇用創出事業で11事業を実施しておりました。その実績見込みによる減額でございます。
- 農業委員会事務局長（杉澤 哲君） 5目1節農業委員会費補助金ですが、実績見込みにより減額補正するものでございます。
- 農政課長（深澤克太郎君） 同じく2節農業振興費補助金であります。ここで大きいのは農林漁業臨時対策基金事業費補助金であります。これは設立法人が新規に農業施設等導入するための補助金でありましたが、取り下げによる減額であります。
それから、青年就農給付金であります。見込みを十数名というふうに見ておりましたが、実際は4名ということで少なくなった部分であります。全て補助事業の完了による減額でございます。
- 税務課長（小原隆昇君） 4節国土調査費補助金でございますが、補助金額が確定したため減額するものでございます。
- 農政課長（深澤克太郎君） 5節林業費補助金であります。松くい虫防除対策事業費補助金であります。県のほうに松くい虫防除のための樹幹注入事業をお願いしておりましたが、3月に追加の事業が認められました。松の本数72本の樹幹注入であります。
その下、森林整備地域活動支援事業交付金であります。事業実績による減額でございます。
- 建設課長（照井智則君） 6目1節は河川愛護会の活動に対する補助金で、県の補助基準の変更により減額するものです。
同じく2節住宅費補助金は、一般住宅の耐震診断と耐震改修の実績により減額するものでございます。
- 教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 同じく7目教育費県補助金1節教育総務費補助金です

が、地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業補助金の県からの補助金確定による減額であります。

○**税務課長（小原隆昇君）** 131ページをお開きいただきます。3項委託金1目総務費委託金2節税務総務費委託金でございますが、県民税の賦課額がほぼ確定したことにより徴収取扱交付金について実績見込みにより120万円を増額するものでございます。

○**生涯学習課長（小林宏和君）** 7目1節は埋蔵文化財発掘調査の事業確定による減額であります。

○**企画財政課長（高橋 薫君）** 15款1項2目利子及び配当ですが、基金利子の実績見込みによるものでございます。

○**総務課長（小原正彦君）** 2項1目1節土地売払収入でございますが、今年度の町有地及び遊休地の売り払い収入として5件173万円ありました。当初200万円を予定しておりましたので、その差額27万円を減額するものでございます。

次の立木売払収入は、昨年度に引き続き仏沢地内町有林3.53ヘクタールの搬出間伐を実施、間伐材1,028本の売り払いがございました。当初100万円を計上しておりましたので、その差額75万4,000円を追加するものでございます。

2目1節物品売払収入は、公用車2台、それから学校再編による旧千畑中学校、旧仙南中学校などの不用品の売り払い、さらにはロータリー除雪車1台367万5,000円、合わせて402万9,600円の売り払い代金を追加するものでございます。

4目1節秋田県町村土地開発公社分配金は、昨年6月定例会において解散の議決をいただきました秋田県土地開発公社の分配金として780万5,058円の分配があり、補正をするものでございます。

次に、16款1項1目1節一般寄付金は、2件の寄付があり、その額を補正するものでございます。1件目はJ A秋田おばこより地域貢献事業のご当地応援定期預金の取り扱いに応じた寄付として15万8,000円、もう一件は大曲仙北労働福祉会館の廃止により、その精算金としての寄付15万円の2件となっております。

○**企画財政課長（高橋 薫君）** 次のページ、2目指定寄付金ですが、9月以降のふるさと美郷応援寄付金17件分でございます。

○**住民生活課長（鈴木 隆君）** 17款1項3目1節の百目木地区最終処分場基金繰入金ですが、今年度予定しておりました処分場閉鎖に係る業務の完了により減額するものでございます。

○**福祉保健課長（前田忠秋君）** 19款4項2目1節は実績見込みによる減額であります。

○農業委員会事務局長（杉澤 哲君） 3目1節農林水産業費受託事業収入ですが、業務の実績見込みにより減額及び増額するものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 5項3目給食事業収入1節給食費ですが、給食提供の実績見込みによる減額であります。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5目1節雑入ですが、まず増額部分について説明いたします。

秋田県市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの収益金の交付が決定されたことによるものでございます。高齢者緊急一時保護事業費負担金は、一時保護により施設へ入所した方の自己負担分であります。保険料受入金は、カントリーパークハウスや町民の森・棟屋・トイレなどの建物災害の共済金及び樹木からの落雪による総合賠償補償保険金であります。派遣職員人件費納入金は、秋田県町村会からの職員派遣分であります。財団法人秋田県市町村職員互助会最後配当は、破産に伴う配当金であります。

減額につきましては、事業の確定や実績による減額であります。

続いて、20款1項の町債です。1目農林水産業債ですが、本堂城回地区、羽貫谷地地区、大畑地区の圃場整備事業の確定により過疎対策事業債を減額するものでございます。

2目商工債ですが、観光案内看板整備事業の確定により過疎対策事業債を増額調整するものでございます。

3目土木債ですが、合併特例債については、道路新設改良事業及び除雪機械整備事業の確定により減額するものでございます。

過疎対策債については、道路整備事業の一部について合併特例債からの振りかえにより増額するものでございます。

4目消防債ですが、防火水槽整備事業及び広域におけるデジタル無線整備とポンプ車導入事業の確定による過疎対策事業債を減額するものでございます。

5目教育債ですが、公共施設再編事業、小学校・中学校統合事業並びに認定こども園整備事業が確定したことによる合併特例債、過疎対策事業債の減額でございます。

6目臨時財政対策債ですが、普通交付税の留保額等で財源を賄うことが可能となりましたので、全額減額するものでございます。

7目災害復旧債ですが、凍上災による道路災害復旧工事について起債対象事業費の変更により減額するものでございます。

歳入は、以上でございます。

○総務課長（小原正彦君） 続いて、歳出について順次説明をまいります。初めに、各款項目の2節、3節、4節のうち職員の人件費について一括して説明をさせていただきますので、各款項目の人件費については、説明を省略させていただきます。

157ページをお願いいたします。給与明細書により説明をさせていただきます。

特別職の給料でございます。12万円の減となっておりますが、これは昨年12月定例議会において町長、副町長の給料を引き続き1年間減額することとしましたので、12月から3月までの4カ月分の減額でございます。

次のページをお願いいたします。一般職でございます。給料で642万8,000円、職員手当で243万2,000円、共済費で179万3,000円、それぞれ減額なっております。合計で1,065万3,000円の減でございます。それぞれの増減額についての内容につきましては、159ページ(2)のところそれぞれについて説明をしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。主なものは育児休業取得による減額と支給対象者の減によるものでございます。

134ページへお戻り願いたいと思います。2款1項1目14節の人事給与システム借上料は電算統合の推進に伴い新システムへの切りかえを今年度見送ったことによる減額でございます。19節は平成25年度の新採用職員3名の美郷町新入社員の集いへの参加負担金でございます。22節賠償金は今定例会で専決処分の報告をした3件分の自動車損壊事故による賠償金でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 2目行政推進費ですが、19節の増額については、乗合タクシーの運行率が伸びており、不足分をお願いするものでございます。

減額につきましては、共同参画のまちづくり事業や産学連携事業、美郷フェスタ開催事業等の事業確定によるものでございます。

○会計管理者兼出納室長（高橋辰巳君） 4目会計管理費でございますが、4節の共済費、社会保険料及び7節の賃金につきまして減額補正するものでありますが、これは臨時職員の人件費でございますが、今後の就労見込み実績によりまして不用額を減額するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 5目13節は町有バスの運転代行委託料の実績によるものでございます。15節は南行政センターの温風暖房機器取りかえ工事の請負差額によるものでございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 6目企画費でございますが、19節負担金補助及び交付金で定住促進奨励金の実績見込みによる減額でして、16世帯に対して交付実績がございました。

○企画財政課長（高橋 薫君） 7目電子計算費です。電算システム開発修正業務委託については、住基法改正に伴う住民情報システムと外部システムとの連携費用を計上してございましたが、

精査の結果、システム改修が不要となったことから減額するものでございます。そのほかの減額につきましては、請負差額や事業の確定によるものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 10目の公共施設再編事業費は、旧千畑中学校校舎を北ふれあい館とするための工事費や設計監理委託料、維持管理費を計上していましたが、事業完了に伴い8節から12節の減額。次のページをお願いいたします。請負差額による13節、15節の減額であります。

○税務課長（小原隆昇君） 2項1目・2目賦課徴収費ともに事業費の確定により減額を行うものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 137ページ、3項1目11節ですが、予定しておりました人権擁護委員の研修会等が実施されなかったため減額をするものでございます。13節は戸籍システム委託料ですが、請負差額により減額するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 4項4目・5目・6目でございますが、それぞれの選挙の実績による減額でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 138ページ、5項1目の統計調査総務費ですが、実績により減額するものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 139ページをごらんください。3款1項1目13節は福祉台帳システムの軽微なシステム改修費用でありますけれども、今年度は改修が発生しない見込みでありますことから減額するものであります。

2目19節は社会福祉法人水交会对する負担金の額の確定によるものであります。20節はstromなどの日常生活用具の量の増や生活介護などのサービス利用料の増に伴う介護給付訓練等給付費を増額するものであります。23節は平成23年度の国庫負担金や補助金の精算に伴う返還金を計上してございます。

3目であります。7節及び14節は中央ふれあい館の使用実績に伴う減額であります。13節及び20節につきましては、事業費の実績見込みによる減額であります。19節は養護老人ホームへの措置人員が退所されたことや介護保険事業の実績見込みによる減額のほか、本年2月に発生いたしました高齢者への虐待事案に対する法に基づいた対応として行いました一時保護に要する費用のうち、市町村が負担する費用を追加するものであります。

140ページをお開き願います。4目12節・13節・19節・20節につきましては、事業の確定または実績見込みによるものであります。28節国保特別会計繰出金であります。これは保険基盤安定等

の繰り出し金額の確定によるもの、後期高齢者医療特別会計繰出金は徴収事務費の確定によるものであります。

その下、2項1目であります。これは財源内訳の組み替えによるものであります。

141ページをごらんください。2目23節は平成23年度の子ども手当に係る国及び県負担金並びに事務取扱交付金の確定に伴う返還金であります。

○**教育次長兼教育総務課長（下田 亮君）** 4目児童福祉費3節職員手当等の時間外勤務手当ですが、実績見込みにより減額するものであります。同じく4節共済費、社会保険料は臨時保育士社会保険料実績見込みによる減額であります。7節賃金ですが、雇用した臨時保育士に有資格者が少なかったことなどによる減額。通園バス添乗員については、町職員対応による臨時職員賃金の減額、看護師の賃金については、勤務実績見込みに伴う減額であります。11節需用費の光熱水費は、もとだて児童館と六郷保育園の暖房電気料に不足が見込まれるため増額するものであります。13節委託料、保育業務委託料ですが、広域入所数実績を見込み減額するものであります。

○**建設課長（照井智則君）** 18節の機械器具費は児童公園に係る遊具購入費の額の確定により減額するものでございます。

○**教育次長兼教育総務課長（下田 亮君）** 同じく5目子育て支援費3節職員手当等の時間外勤務手当ですが、実績見込みにより減額するものであります。7節賃金については、臨時保育士及び学童保育指導員の勤務実績見込みによる減額です。11節需用費の食料費、管理用消耗品費ですが、それぞれ実績見込みによる減額であります。

○**福祉保健課長（前田忠秋君）** 6目は児童手当の実績見込みによる減額であります。

142ページをお開き願います。4款1項1目7節・8節・13節は実績見込み、または事業の確定による減額であります。

2目8節・11節・20節は事業の実績見込み、または確定による減額を、13節予防接種委託料につきましては、日本脳炎、BCG・三種、二種混合、ポリオ、麻疹、風疹の各ワクチン。子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの接種料。胃検診から肺がん検診につきましては、実績見込みにより減額をするものであります。

○**住民生活課長（鈴木 隆君）** 同じく3目環境衛生費ですが、8節の講師謝礼及び不法投棄監視人、及び9節・11節については水の郷シンポジウムなどの事業完了による減額です。13節の委託料、15節の工事費については、主に一般廃棄物最終処分場の閉鎖に伴う各種調査及び工事の請負差額による減額です。19節は中央斎場移転改築事業に係る設計委託料の請負差額による減額でござ

ざいます。

2項1目の清掃費ですが、12節はごみ袋販売店への手数料で実績見込みによる減額です。13節の委託料のごみ収集業務及び有料ごみ袋作製委託料は請負差額による減額であります。また、粗大ごみ受付業務と町指定ごみ袋販売委託料は実績見込みにより減額するものでございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく3項1目簡易水道費、28節繰出金は簡易水道事業特別会計における事業費の精査により一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 5款1項1目労働諸費でございますが、就労支援事業において申請実績がなかったための減額でございます。

次のページ、144ページをお願いします。2目雇用対策費でございますが、4節から14節につきまして緊急雇用創出事業を8課11事業で実施しております。その実績見込みによる減額でございます。

○農業委員会事務局長（杉澤 哲君） 6款1項1目農業委員会費ですが、業務の実績見込みにより減額補正するものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく2目11節であります。実績見込みによる減額であります。

3目農業振興費1節から9節までは農業振興にかかわる各節の実績見込みによる減額であります。11節中、光熱水費につきましては、ふれあいセンターの電気料に不足が見込まれることから増額をお願いするものであります。12節・13節につきましては、事業委託料につきましては、各事業の終了に伴います減額でございます。19節につきましては、水田農業応援事業補助金は町の転作助成金の面積の確定による減額。それから農林漁業振興対策協議会負担金については、協議会解散による減額。それから園芸農産物価格補償事業負担金等につきましては、事業費の確定であります。その下、農林振興対策基金事業費補助金につきましては、経営拡大事業等の取り下げによる減額であります。そのほか、各補助金につきましては、事業終了によります減額でございます。

それから4目、19節負担金補助及び交付金の美郷ブランドゆうき応援事業補助金でございますが、昨年の春先の雪解けが遅かったということで堆肥の購入が伸びなかったということでの減額でございます。

それから5目、8節から14節につきましては、実績による減額でございます。19節につきましては、昨年の人・農地プラン等の政策の関係で農業後継者の関係の補助団体、それから新規就農者への事業補助、青年就農給付金等々の実績による減額であります。

6目であります。これはあつたか山直売所の外壁塗装工事、道の駅雁の里せんなんの農業振興施設の屋根塗装工事の請負差額による減額でございます。

それから7目畜産振興費であります。7節から8節につきましては、事業実績による減額であります。15節につきましては、2月の19日夜から22日の未明にかけての降雪で堆肥センターの製品ハウス西棟の屋根が、約70センチを超える積雪と低温のために屋根全部が崩壊してしまいました。ハウスの修繕並びに補強をするための増額補正をお願いするものであります。修繕費につきましては、全額保険金で対応となる見込みであります。19節はべっこまつりの事業終了による減額であります。

続いて8目、11節につきましては、実績見込みによる減額であります。15節の工事請負費であります。金沢ダム取水管内の敷き鉄板が60メートルにわたり腐食していることが判明いたしました。このことから撤去をする必要があり、増額補正をお願いするものであります。19節負担金につきましては、各事業におきます負担金の実績に伴います減額でございます。

○建設課長（照井智則君） 建設課関係ですけれども、11節需用費の管理用消耗品は農村公園の管理費の額の確定に基づき減額するものでございます。また、28節繰出金は農業集落排水事業特別会計の事業費の精査により減額するものでございます。

○税務課長（小原隆昇君） 9目国土調査費でございますが、事業の完了に向けて所要額が確定したことによります組み替えと減額をお願いするものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 2項1目林業費であります。11節は実績見込みによる減額であります。13節の事務事業委託料と14節の使用料及び賃借料は七滝「水の森」植樹事業等の実績による減額であります。13節中、松くい虫防除委託料は一丈木公園、4小学校の敷地、東西法寺の松72本に樹幹注入をするための委託増額であります。19節につきましては、実績による減額でございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして、7款1項1目商工総務費でございますが、11節、次のページの19節まで韓国ドラマ「アイリスⅡ」のロケ費用を計上させていただいております。粘り強く招致活動を行いました。残念ながら撮影は行われなかったため全額減額するものでございます。

続きまして、2目商工振興費でございますが、19節の商工業施設復旧支援事業でございます。昨年の4月の暴風による被害に対して商工業者の施設復旧に対して支援することとしておりましたが、当初の予測より保険金の適用が多くなされたための減額でございます。交付実績は7社で

135万円の助成をしております。プレミアム商品券発行事業につきましては、事業組合の中での合意形成が得られず未実施となったための減額でございます。

3目観光費の7節賃金につきましては、大台野広場管理人等の経費の実績による減額でございます。8節と9節の旅費につきましては、25年度で日本航空と当町は連携協力協定を予定しておりますが、その第一弾として3月28日に小学校の統合を記念し、日本航空の協力のもと、各地区の6年生親子10組20人が羽田、東京羽田整備場等などにおいて、ほんもの講座「学校では受けられない授業」を実施する運びとなっております。その謝礼費用と職員帯同旅費2名分の増額をお願いするものでございます。11節から18節については、実績によるものと請負差額の実績による減額でございます。

続きまして、4目温泉施設費でございますが、13節あったか山温泉の引湯管、引き湯管清掃を実施した請け差による減額でございます。15節につきましては、仙南温泉の空調工事の請け差による減額でございます。

○議長（高橋 猛君） 説明途中でありますけれども、ここで10分間休憩します。

暫時休憩します。

（午後 2時01分）

（午後 2時10分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○建設課長（照井智則君） 149ページをお願いいたします。8款2項1目道路橋梁総務費でございますけれども、13節委託料は事業費の確定により減額するものでございます。登記事務委託料及び測量調査委託料は未登記事務に関するものでございます。事務事業委託料は、道路台帳の補正業務に関するものでございます。

次に、2目道路維持費でございます。3節職員手当、11節需用費、13節の道路除雪委託料は除雪費について増額補正をお願いするものです。今年度は12月から3月上旬まで断続的に降雪が続く、連日除雪車が出動する異常な事態で、3月11日きょう現在までの一斉出動が45回、地区別の出動回数が12回で昨年度の43回を上回る大変な豪雪となっております。1月の臨時議会で今後の追加出動を20回程度と想定し、その他の除排雪経費も含めて補正をお願いいたしましたが、記録的な豪雪のため今後も出動が予想されること、路肩の除排雪や雪おろし等に多くの経費を要する

ことなどから3月も7回の出動を想定し、除排雪に万全を期するため補正をお願いするものでございます。13節委託料の道路維持補修委託料及び15節の工事請負費は豪雪による道路の傷みが激しく、雪消えとともに早急に舗装補修を実施するため補正をお願いするものでございます。18節は除雪機械器具購入費の確定により減額するものでございます。

次に、2項3目道路新設改良費の9節・11節・13節・14節・15節・17節・22節は社会資本整備総合交付金事業の改良舗装工事11路線、町単独改良舗装補修16路線の事業費の確定により減額するものでございます。

なお、社会資本整備交付金は、震災等の影響により当初申請額の20.7%減で、事業費で約7,200万円の減額となっております。

次に、150ページをお願いいたします。3項1目河川総務費は県の河川総務費補助金が減額となったため財源補正するものでございます。

4項1目都市計画総務費、13節は事業費の確定により減額するものでございます。

同じく2目都市公園費、12節・15節は事業費の確定により減額補正するものでございます。

5項1目下水道費、12節・19節は事業費の確定により減額するものでございます。28節繰出金は、下水道事業特別会計において、それぞれ修繕料など事業費の精査に伴い一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、151ページをお願いいたします。6項1目住宅管理費、9節・11節・12節・15節は公営住宅の管理実績に基づく減額、19節は今後補助金の支出が見込めないため減額補正をお願いするものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 9款1項1目の常備消防費につきましては、広域消防の車両購入事業費の確定によりまして財源の組み替えをお願いするものでございます。

同じく3目消防施設費の各節につきましては、今年度2カ所に設置しました防火水槽設置工事の完了に伴い減額するものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 10款教育費1項教育総務費2目事務局費、3節職員手当等の時間外勤務手当ですが、実績見込みにより減額するものであります。次のページにかけてですが、8節報償費、9節旅費、11節需用費ですが、それぞれの事業の完了または実績見込みに伴う減額となっております。

○教育施設課長（梅山正之君） 3目教育助成費、7節賃金の生活支援員賃金でございしますが、勤務実績見込みによる減額でございします。11節需用費の燃料費は、スクールバス冬期運行の1台増

便や燃料価格の高騰、運行時間の増加等の要因によりまして燃料費に不足が見込まれますのでお願いするものでございます。修繕料につきましては、車検整備実績による減額でございます。18節備品購入費と27節公課費、これはスクールバス6台の購入実績による減額でございます。19節負担金補助及び交付金は児童生徒の学校活動でのけが等の保険掛金の実績による減額でございます。20節扶助費は、要保護・準要保護児童生徒への学用品、旅行費、医療費、給食等の援助実績見込みによる減額でございます。

2項小学校費1目学校管理費、4節共済費の社会保険料と7節賃金の校務員賃金でございますが、臨時校務員の配置実績による減額でございます。11節需用費の修繕料は千屋小学校の松並木の倒木によりまして物置小屋が損壊いたしましたので、この修繕をお願いするものでございます。13節委託料は仙南地区統合小学校のプール設計委託料金の請負差額でございます。15節工事請負費は六郷小学校に情緒不安定児童が新たに4月1日より2名入学となりますことから、安全対策のための木製格子を設置させていただくものでございます。

次の153ページの3項中学校費1目学校管理費、13節委託料の健診委託料でございます。教職員の基本健診、胃検診の受診実績による減額であります。14節使用料及び賃借料は下水道使用料の実績見込みによる減額でございます。15節工事請負費でございますけれども、陸上競技場の走路改修工事の実績による減額でございます。

4項1目幼稚園費、3節職員手当等の時間外手当でございますが、職員の勤務実績見込みによる減額であります。4節共済費と7節賃金は通園バス運転手を職員対応といたしましたことから不用額を減額をさせていただくものでございます。11節需用費、光熱水費は六郷保育園同様に暖房用電気料に不足が見込まれますので、補正をお願いするものでございます。13節委託料は認定こども園、六郷幼稚園・保育園建設事業の設計委託料請負差額、それと同事業のLAN敷設作業委託を電気設備工事で対応いたしましたことから、その不用額を減額するものでございます。15節工事請負費は、認定こども園、六郷幼稚園・保育園建設事業の造成、電気・機械設備工事となかよし園の冷房設備工事の実績による減額でございます。18節備品購入費は認定こども園、六郷幼稚園・保育園建設事業の厨房機器の購入実績によるものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 154ページお願いいたします。5項1目社会教育総務費でございますが、いずれも事業の完了や精算見込みによる減額であります。

2目図書館費、11節ですが、法規書籍の追録経費を補正するものであります。13節は事業完了に伴う減額であります。

3目文化財保護費、続きまして4目社会教育施設費、6項1目保健体育総務費は、いずれも事業完了、精算見込みによる減額でございます。

6項2目保健体育施設費でございますが、11節につきましては、サンスポーツランド温水プールにボイラーの灯油代と電気料に不足が見込まれ、補正するものであります。ほか、減額は精算見込みによるものであります。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 156ページごらんください。同じく3目学校給食費、11節需用費の書籍費ですが、書籍追録の廃止による減額であります。また、給食材料費ですが、給食センターの配食実績見込みによる食材費の減額であります。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、道路災、道路の災害復旧費の確定による財源補正でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 13款2項1目基金費ですが、財政調整基金と減債基金につきましては、基金の利子相当分を調整するもので、ふるさと美郷子ども育成基金につきましては、9月よりの寄付金を積み立てするものでございます。

14款の予備費ですが、平成25年度当初予算で繰越金を1億円予算計上しており、相当分を繰り越し財源として予算化するとともに、国の24年度補正予算に対応する財源と特別交付税などの不確定要素分に対応できるよう補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第22号の説明が終わりました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第31、議案第23号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第23号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号につきましてご説明いたします。

今回の補正の主なものといたしましては、歳出では、一般被保険者に係る療養費並びに退職被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の増に伴い不足が見込まれる額の増額、国保連へ拠出す

る共同事業拠出金額の確定によるものであります。歳入では、高額医療費共同事業に係る国及び県負担金額の確定による減額、国保連より交付される共同事業に係る交付金額の確定に伴う増額等によるものであります。

それでは、歳入からご説明申し上げますので、167ページをお開き願います。歳入であります。

3款1項2目及び6款1項1目は、高額医療費共同事業に係る国及び県負担金額の確定に伴う減額であります。

7款1項1目及び2目は、共同事業に係る国保連からの交付金額の確定に伴う増額であります。

9款1項1目一般会計繰入金は、繰入額の確定に伴う減額であります。

歳入は、以上であります。

次に、169ページをごらんください。歳出であります。

2款1項1目は、財源内訳の組み替えであります。2目は、退職被保険者に係る療養給付費の増に伴う不足見込み額を計上してございます。3目は、一般被保険者に係る療養費の増に伴う不足見込み額を計上しております。

2項1目は、財源内訳の組み替えであります。2目は、退職被保険者に係る高額療養費の増に伴う不足見込み額を計上しております。

6款1項1目は、財源内訳の組み替えであります。

170ページをお開き願います。7款1項1目及び2目は、国保連への拠出金額の確定に伴うものであります。

12款は、今回の補正を調整するものであります。

国民健康保険特別会計の補正については、以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第23号の説明が終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第32、議案第24号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第24号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号

についてご説明いたします。

175ページをお願いいたします。第2表 地方債の補正についてご説明いたします。

第2表の地方債の補正ですが、六郷東部地区簡易水道事業の事業費の確定に伴い補正前の起債の限度額をそれぞれ200万円減額して補正後の限度額を簡易水道事業債2,660万円、過疎対策事業債2,640万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、178ページをお願いいたします。初めに、歳入からご説明いたします。

1款1項1目の負担金ですが、六郷東部地区32件、仙南東部地区ほか12件の新規加入者実績に基づき減額するものでございます。

2款1項1目1節現年度分は、水道加入1世帯当たりの水道使用量の実績が減少したことにより実績に基づき減額するものでございます。

2項1目水道手数料1節・2節・3節は徴収実績による増額補正でございます。

3款1項1目1節の補助金は、東部簡易水道事業費の確定により減額するものでございます。

179ページをお願いいたします。5款1項1目1節一般会計繰入金は、使用料及び管理費の額の確定に基づき、一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

8款1項1目簡易水道事業債の1節でございますが、六郷東部地区簡易水道事業の完了に伴い町債の借入額が確定したので、簡易水道事業債及び過疎対策事業債をそれぞれ200万円ずつ減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。180ページをお願いいたします。

1款1項1目11節需用費の印刷製本費は冬期使用料の通知はがきに不足が生ずることから圧着はがき4,000枚を購入したく、増額補正をお願いするものでございます。13節水道メーター検針委託料は、豪雪により4月と12月の検針ができなかったことにより減額するものでございます。11節・12節・19節は実績見込みにより減額補正するものでございます。

同じく2項1目施設管理費の7節事務補助員賃金は、冬期暫定料金の徴収申し込み者が少なかったことによる事務量減に伴い減額するものでございます。11節の燃料費は、給水活動などの増加により公用車の燃料に不足を来すことから補正をお願いするものでございます。18節の機械器具費は遠隔式メーターから安価な乾式水道メーターに切りかえたことによる減額でございます。このほか、7節・11節・12節・13節・17節・18節・22節は実績及び支出見込みにより減額するものでございます。

次に、181ページをお願いいたします。3項1目13節委託料は、千畑中央地区簡易水道事業の路

線測量、15節工事請負費は六郷東部地区簡易水道事業の額の確定により減額補正するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第24号の説明が終わりました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第33、議案第25号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第25号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

初めに、歳入からご説明いたします。189ページをお願いいたします。

2款1項1目1節現年度分は、使用実績に基づき減額するものでございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、施設管理費の額の確定に基づき一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。190ページをお願いいたします。

1款1項1目、8節報償費・11節需用費は、今後支出が見込めないため減額するものでございます。19節の下水道接続工事費補助金は、2月末までの実績が10件ですが、今後の申請見込みに基づき減額するものでございます。27節は、消費税の見込みに基づき減額するものでございます。

2項1目、11節の修繕料は、真空ポンプの修繕において弁の交換が不要だったことや事業費の確定により減額するものでございます。12節・13節・15節は、施設管理の実績及び今後支出が見込めないため減額補正するものでございます。19節は、汚泥の処理量がふえたことにより流域下水道汚泥焼却施設維持管理費の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第25号の説明が終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第34、議案第26号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第26号 美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

初めに、歳入をご説明いたします。197ページをお願いいたします。

4款1項1目1節一般会計繰入金は、総務管理費及び施設管理費の減額に基づき一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。198ページをお願いいたします。

1款1項1目、8節報償費・11節需用費は、今後支出が見込めないため減額するものでございます。

2項1目施設管理費の12節・13節・15節・16節・18節は、事業費の確定により減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第26号の説明が終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第35、議案第27号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第27号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、徴収経費や広域連合への納付金の確定見込みによるものが主なものであります。205ページをお開き願います。歳入であります。

1 款 1 項 1 目及び 2 目は、保険料額の確定による補正であります。

3 款 1 項 1 目 1 節は、徴収事務経費の確定による減額であります。

続きまして、206 ページをお開き願います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目は、徴収費の確定によるものであります。

2 款 1 項 1 目 19 節は広域連合への納付金の額の確定によるものであります。

後期高齢者医療特別会計の補正は、以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第 27 号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

明日午前 10 時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 38 分）

